

平成22年8月12日

課名	財政課
担当	脇本
内線	2201
直通	226-7232

平成21年度決算見込額

平成21年度は、最終的に実質収支が18億9百万円の黒字となった。また、健全化判断比率等については、いずれも各基準を下回った。

(単位：百万円)

1 収支の状況

項目	普通会計		一般会計(参考)	
	21年度	20年度	21年度	20年度
実質収支	1,809	780	392	96
単年度収支	1,029	△294	296	△205
実質単年度収支	2,075	1,020	1,342	1,109

※ なお、2月補正後予算で約28億円を予定していた特定目的基金の繰替運用は、約8億円となった。

2 歳入・歳出の状況

項目	21年度	20年度	増減額	増減率
歳入総額	754,586	720,376	34,210	4.7
歳出総額	746,738	714,845	31,893	4.5

3 健全化判断比率等

<健全化判断比率>

項目	21年度	20年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	3.75%	5%
連結実質赤字比率	—	—	8.75%	25%
実質公債費比率	14.9%	14.8%	25%	35%
将来負担比率	256.7%	253.8%	400%	

<資金不足比率>

項目	21年度	20年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20%

(1) 収支状況の内訳

(単位：百万円)

区 分		普 通 会 計		(参考) 一般会計	
		平成21年度	平成20年度	平成21年度	平成20年度
歳 入	最終予算額	763,032	727,102	731,308	691,483
	前年度からの繰越額	21,007	16,998	20,915	13,662
	予算額計 (A)	784,039	744,100	752,223	705,145
	決算見込額 (B)	754,586	720,376	719,834	681,098
	差引(A)-(B) (C)	29,453	23,724	32,389	24,047
歳 出	最終予算額	763,032	727,102	731,308	691,483
	前年度からの繰越額	21,007	16,998	20,915	13,662
	予算額計 (D)	784,039	744,100	752,223	705,145
	決算見込額 (E)	746,738	714,845	716,108	679,743
	差引(D)-(E) (F)	37,301	29,255	36,115	25,402
歳入歳出差引額 (B)-(E) (G)		7,848	5,531	3,726	1,355
翌年度繰越財源 (H)		6,039	4,751	3,334	1,259
実質収支 (G)-(H) (I)		1,809	780	392	96
前年度実質収支 (J)		780	1,074	96	301
単年度収支 (I)-(J) (K)		1,029	△ 294	296	△ 205
実質単年度収支 (L)		2,075	1,020	1,342	1,109

(2) 歳入・歳出の内訳

(歳入)

(単位：百万円，%)

区 分	決 算 額		伸び率	構 成 比	
	21年度	20年度		21年度	20年度
地 方 税	201,244	246,774	△ 18.5	26.7	34.3
うち法人二税	44,450	81,479	△ 45.4	5.9	11.3
地 方 譲 与 税	12,967	3,986	225.3	1.7	0.6
地 方 交 付 税	157,709	149,140	5.7	20.9	20.7
国 庫 支 出 金	131,141	82,863	58.3	17.4	11.5
使用料・手数料	10,475	10,540	△ 0.6	1.4	1.5
地 方 債	116,420	98,024	18.8	15.4	13.6
そ の 他	124,630	129,049	△ 3.4	16.5	17.8
うち繰入金	17,943	16,312	10.0	2.4	2.3
歳 入 合 計	754,586	720,376	4.7	100.0	100.0

(歳出)

(単位：百万円，%)

区 分	決 算 額		伸び率	構 成 比	
	21年度	20年度		21年度	20年度
義 務 的 経 費	330,433	349,428	△ 5.4	44.2	48.9
人 件 費	217,439	231,490	△ 6.1	29.1	32.4
扶 助 費	9,804	12,924	△ 24.1	1.3	1.8
公 債 費	103,190	105,014	△ 1.7	13.8	14.7
投 資 的 経 費	97,569	101,124	△ 3.5	13.1	14.2
普通建設事業費	96,270	100,738	△ 4.4	12.9	14.1
補 助	40,250	42,123	△ 4.4	5.4	5.9
単 独	43,661	43,047	1.4	5.8	6.0
国直轄負担金	12,359	15,568	△ 20.6	1.7	2.2
災害復旧事業費	1,299	386	236.5	0.2	0.1
そ の 他	318,736	264,293	20.6	42.7	36.9
歳 出 合 計	746,738	714,845	4.5	100.0	100.0

(3) その他の指標

項目	21年度	20年度	19年度
経常収支比率	95.7	97.9	99.5
公債費比率	16.3	15.9	16.1
起債制限比率	13.4	13.4	14.2

健全化判断比率等の対象範囲

会計	会計名等	健全化判断比率等				
普通会計	一般会計	実質赤字比率		連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	母子寡婦福祉資金貸付金特別会計					
	心身障害者扶養共済制度特別会計					
	農業改良資金貸付金特別会計					
	造林事業等特別会計					
	農業総合センター農業試験場実験農場特別会計					
	林業改善資金貸付金特別会計					
	沿岸漁業改善資金貸付金特別会計					
	中小企業支援資金貸付金特別会計					
	公共用地等取得事業特別会計					
	後楽園特別会計					
	県立高等学校実習経営特別会計					
	収入証紙等特別会計					
	用品調達特別会計					
公債管理特別会計						
公営企業 (法非適)	港湾整備事業特別会計		資金不足比率			
	県営食肉地方卸売市場特別会計		資金不足比率			
	内陸工業団地及び流通業務団地造成事業特別会計		資金不足比率			
	流域下水道事業特別会計		資金不足比率			
公営企業 (法適)	県営電気事業会計		資金不足比率			
	県営工業用水道事業会計		資金不足比率			
組合	広域水道企業団					
独法法人	県立大学					
	精神科医療センター					
公社	土地開発公社					
三セク	各 第三セクター (県の損失補償があるもの)					
	信用保証協会・個人等 (県の損失補償があるもの)					
早期健全化基準		3.75%	20% 【経営健全化基準】	8.75%	25%	400%
財政再生基準		5%		25%	35%	

健全化判断比率等の概要

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 一般会計等の実質赤字額：一般会計等（≒普通会計における会計）の実質赤字の額
- 実質赤字の額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 連結実質赤字額（①＋②）－（③＋④）
 - ① 一般会計等における会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ② 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ③ 一般会計等における会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ④ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－}}{\text{（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}} \times 100$$

（3ヶ年平均）

$$\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}$$

- 準元利償還金
満期一括償還地方債について、償還期間を30年とした場合における1年あたりの元金償還金相当額
公営企業債の償還の財源に充てたと認められる繰出金
債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
一時借入金の利子 等

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額－（充当可能基金額＋特定財源見込額＋}}{\text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）}} \times 100$$

$$\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}$$

- 将来負担額
一般会計等の当該年度の前年度末における地方債残高
債務負担行為に基づく支出予定額
公営企業債の元金償還に係る一般会計等の負担見込額
退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額
設立法人の負債に係る一般会計等の負担見込額 等

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- 資金不足額
法適用企業…（流動負債＋建設事業等以外に充当した地方債現在高－流動資産）－解消可能資金不足額
法非適用企業…（繰上充用額等＋支払繰延額＋事業繰越額＋建設事業等以外に充当した地方債現在高）
－解消可能資金不足額
- 事業の規模
法適用企業…営業収益の額－受託工事収益の額
法非適用企業…営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額